

第35回 びわこ国体記念ホースショー (障害馬術) 実施要項 <カテゴリー★>

主催 水口乗馬クラブ

公認 日本馬術連盟

開催日 令和8年3月28日(土) ~ 29日(日)

競技種目および基準

3月28日(土)

第 1 競技	小障害飛越競技B	H90 W100	J.E.F 238.2.1.1
第 2 競技	小障害飛越競技A	H100 W90	J.E.F 238.2.1.1
第 3 競技	低障害飛越競技B	H60 W60	J.E.F 238.2.1.1
第 4 競技	低障害飛越競技A	H70 W70	J.E.F 238.2.1.1
第 5 競技	小障害飛越競技C	H80 W80	J.E.F 238.2.1.1
第 6 競技	中障害飛越競技D	H110 W110	J.E.F 238.2.1.1 (公認)
OP競技	中障害飛越競技D	H110 W110	J.E.F 238.2.1.1
第 7 競技	中障害飛越競技C	H120 W120	J.E.F 238.2.1.1 (公認)
OP競技	中障害飛越競技C	H120 W120	J.E.F 238.2.1.1
第 8 競技	中障害飛越競技B	H130 W130	J.E.F 238.2.1.1 (公認)

3月29日(日)

第 9 競技	小障害飛越競技A	H100 W100	J.E.F 238.2.1.1
第 10 競技	中障害飛越競技D	H110 W110	J.E.F 238.2.2 (公認)
OP競技	中障害飛越競技D	H110 W110	J.E.F 238.2.1.1
第 11 競技	中障害飛越競技C	H120 W120	J.E.F 238.2.2 (公認)
OP競技	中障害飛越競技C	H120 W120	J.E.F 238.2.1.1
第 12 競技	中障害飛越競技B	H130 W130	J.E.F 238.2.2 (公認)
第 13 競技	ジムカーナ競技		基準タイム
第 14 競技	クロスバー飛越競技		基準タイム
第 15 競技	低障害飛越競技A	H70 W70	J.E.F 238.2.1.1
第 16 競技	小障害飛越競技C	H80 W80	J.E.F 238.2.1.1
第 17 競技	小障害飛越競技B	H90 W90	J.E.F 238.2.1.1

- 第14競技クロスバーでは、小学生以下はジュニアクロス競技として別に表彰します
- 第3・13・14競技では、援助が必要な場合、指導員が場内に入ることを許可します。

1、参加条件及び参加制限

- ・ 自馬を携行する乗馬家で何らかの傷害保険に加入していることとします。
- ・ ポイント対象、全日本Jr 実績競技に参加の選手は、日馬連会員であり、B級、又はA級の騎乗者資格を持っていること。
- ・ 公認種目参加馬は、日馬連登録馬であり、且ついずれかのクラスのグレード宣言を完了していること。
- ・ ジムカーナ、クロスバー、低障害競技は、指導員はオープン参加とする。
- ・ ジムカーナ、クロスバー、低障害競技Bは、指導員の場内入場を認めます。

2、競技参加条件

- ・ 公認競技は一馬一回限りの出場とする。

3、審判規程

- ・ 日本馬術連盟競技会規程（最新版）を適用し、一部ローカルルールを用いる。

4、褒賞

- ・ 各競技6位まで入賞とする。
- ・ 6位までにリボンをおくる。
- ・ 3位までに賞品をおくる。（各競技優勝者には近江牛がございます）

5、申し込み

- ・ 締め切り 令和8年3月16日（月）必着
- ・ 外来厩舎約70頭先着順にて締め切ります。
- ・ 所定の用紙に記入のこと。
- ・ 申込先 〒528-0005 滋賀県甲賀市水口町水口6382

水口乗馬クラブ内 馬術大会実行委員会

TEL : 0748-62-9568 FAX : 0748-62-1366

E-mail:rcminakuchi@gmail.com

※エントリー用紙は、水口乗馬クラブもしくは日本馬術連盟のホームページからダウンロードできます。

※馬場競技にもご参加の場合、別紙馬場競技のエントリー用紙にご記入お願いします。

6、参加料

①参加馬登録料	一頭	11,000円
②出場料	公認障害競技	一鞍 11,000円
	クロスバー・ジムカーナ	一鞍 5,500円
	その他障害競技	一鞍 8,800円
③変更料、追加料		2,200円
※人馬いずれか一方の変更のみ認める。但し、他の競技への変更は認めない。		
※申し込みと同時に納入のこと。既納の参加料は返却しない。		
④参加料振込先		
滋賀銀行 水口支店 普通 NO, 0520804	(株) 水口スポーツセンター	

7、入厩および退厩

① 入厩について

- ・ 3月28日から29日とする。（前日までの入厩はお問合せください）
- ・ 馬場競技にもご参加の馬匹は、別途馬場競技エントリー用紙にご記入ください。
- ・ 法廷検査を実施しており、軽種馬防疫協議会の定めるインフルエンザ予防接種を完了させていること。

② 退厩について

- ・ 馬房ならびにその周辺を清掃し、馬糞および湿った敷き料を所定の場所に投棄し、他のゴミは各自で持ち帰ること。
敷き料の準備はするが、馬糧の斡旋、支給はしない。

8、服装および馬装

- ・ 日本馬術連盟競技会規程の定めるところによる。乗馬競技用ヘッドギアを適正に着用することを義務づける

9、打合会は行わない。

10、その他

- ① 選手、HMの宿舎の斡旋はできません。各自手配して下さい。
- ② 馬の事故に対しては応急処置はするも、その責は負わない。